

呉市社会福祉法人等指導監査結果等情報公開要領

第1 目的

この要領は、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「法人等」という。）における運営の適正化を図るとともに、福祉サービスにおける利用者の選択と質の向上に資することを目的として呉市社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第11の2に基づき、法人等に対する指導監査の結果等関係情報（以下「結果等情報」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

第2 公開の内容

1 公開対象

市が所管する法人等（指導監査に関する情報は、社会福祉法第56条第1項、第70条、老人福祉法第18条第2項又は児童福祉法第46条第1項に基づくもの）を対象とした次に掲げる情報とする。

(1) 指導監査情報

項目	提供内容	時期等	公開の方法
指導監査実施方針	年度毎の監査方針，重点事項等	毎年度の監査実施前	市のホームページ
指導監査結果	実地監査に係る文書指摘事項	指導監査に係る結果通知後及び改善報告書受理後（順次掲載）	同上
是正改善状況	法人等の改善状況		

(2) 法人経営情報

項目	提供内容	時期等	公開の方法
社会福祉法人現況報告	法人運営体制 前年度事業報告 財産の所有状況 会計書類等 財産目録，貸借対照表 収支計算書	法人からの報告書受理後	福祉保健課で閲覧

2 指導監査結果の公開手続きと公開期間

- (1) 市は、監査結果通知後、概ね2週間後に指摘事項を公開する。（文書指摘がない場合は、その旨を公開する。）
- (2) 当該法人は、指摘事項に疑義がある場合には、通知後1週間以内に市へ連絡する。
- (3) 市へ連絡があった場合には、当該法人へ指摘事項の説明を行い、協議した上で指摘事項を公開する。

- (4) 市は、改善報告書を受理した後、指摘事項に改善状況を追加して公開する。
- (5) 指導監査結果の公開は、次回指導監査結果を公開するまでの間行う。

第3 公開の通知

結果等情報の公開については、法人等に対して、要綱第8に定める実施通知を発する際及び要綱第9に定める指導監査結果の通知を行う際、当該通知にその旨明記するものとする。

第4 情報の保護等

結果等情報の公開に当たっては、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）及び呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）等関係法令に基づき、情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

第5 その他

この要領の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成25年8月1日から実施する。